

“分科会ガイドライン”

このガイドラインは、新しい「分科会」を設立するときの手順を示すものであるが、同時に、創立以来の杉並三田会の活動の中心になっている「分科会」の継続と更なる発展のための一助として作られたものである。

“杉並三田会「分科会」は、杉並三田会の重要な一組織であり、その「分科会」が目的とする活動を継続的に行う自主的なグループである。”

1. 新「分科会」設立の要件

- (1) 名称： 目的や活動内容を簡潔に表したもの。
- (2) 目的： 自由に選択が可能。但し、政治活動、宗教活動、営利活動、不法行為、公序良俗に反する目的は認められない。
- (3) 活動内容： 方法、場所、開催頻度、費用などの概要。
- (4) 発足時会員数： 発足時の会員は責任者を含めて 10 名程度を目標とする。
会員は杉並三田会規約が認める会員とする。
- (5) 名簿： 責任者、会員の氏名、卒年・学部。

2. 新「分科会」の提案、承認、発足の手順

(1) 新「分科会」の検討と提案

新「分科会」の責任者は、設立要件の内容を立案する。
必要に応じて運営委員会の中の相談窓口が立案を支援する。

(2) 運営委員会による助言

責任者は、新「分科会」設立の提案書を運営委員会に付議し、内容等について、助言を得ることが出来る。

(3) 世話人会の承認と発足

責任者は、新「分科会」設立の提案書を規約の定めにより、世話人会に付議し、承認を得なければならない。新「分科会」は世話人会の承認により発足する。
新「分科会」の責任者は分科会世話人として杉並三田会役員となる。

3. 発足後の諸事項

- (1) 分科会の運営は、分科会世話人と所属会員に一任される。
- (2) 分科会の活動によって生じる問題の責任は、その分科会が負う。
- (3) 分科会世話人は、年度の活動状況（主な活動結果、会員動向など）を世話人会に報告する。

以上